

## つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日（火）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5 番	中 山 雅 史
委 員	1 番	谷 口 眞 一
委 員	2 番	菊 地 典 夫
委 員	3 番	豊 島 利 夫
委 員	4 番	栗 原 哲
委 員	7 番	羽 田 茂
委 員	8 番	宮 田 一日出
委 員	9 番	飯 泉 秀 夫
委 員	10 番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	古 谷 隆 夫
事務局 長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保 慎 太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

#### 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

### 7. 会議の概要

#### 1. 事務局（古谷事務局長）

定刻となりました。ただいまから平成31年2月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、定例総会の開催に当たりまして、齊藤会長よりごあいさつをお願いいたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

皆さん大変お忙しい中、2月の定例総会に出席して頂きまして有難うございます。

1月の定例総会後に行われた会議の報告を致します。

1月25日に茨城県農業会議の会長研修会及び茨城県農政活動推進本部第105回代議員総会が行われました。会長研修会は、全国農業会議所の稲垣事務局長代理の講演を受けました。内容は、「農業委員会組織をめぐる情勢と農地利用最適化活動のあり方」と題しての講演です。この中で、農地利用の最適化で取り組むこととして、①農地所有者等の「意向把握」、②集落等での「話し合い」が必要であることを強調されておりました。特に、現在開会中の通常国会で、中間管理機構の見直しにより、これらが関連法案に盛り込まれるとのことでした。従って、我々農業委員会の役割が法的にも増してくることになりますので、より積極的に活動をしていかなければなりません。

2つ目の農政活動推進本部代議員総会は、平成31年度事業計画が審議、決定されました。内容は①農政対策の推進、②組織対策の推進、③調査活動の推進などとなっています。

続いて、2月7日に「つくばみらい市再生協議会総会」が行われ、平成31年度の生産目標が決定いたしました。つくばみらい市全体の生産目標は、11,673トンで前年比97.7%となります。この結果、水陸田耕作面積に対する配分率は71.0%となります。今後、この配分率に基づいて各生産者に生産目標が通知されます。

以上、報告しておきます。

本日の総会は、議案5件と報告事項2件となっています。皆様の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

## 1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名でございます。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私、議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

5番中山会長職務代理者、7番羽田委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は7件となっております。

1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は工事用搬入路設置のための賃貸借となっております。申請地は、          字          番          ，地目は登記現況とも畑，地積は87.41㎡，  
          字          番          ，地目は登記現況とも畑，地積は740.60㎡，  
          字          番          ，地目は登記現況とも畑，地積は396.40㎡，  
          字          番          ，地目は登記 山林，現況 畑，面積は976.36㎡，

でございます。

隣接山林等2, 617.27㎡を一体利用し、全体面積が4,818.04㎡となっております。

平成30年6月13日付け、農政指令第3号で農地法第5条の許可を受けました太陽光発電設備設置のための工事用搬入路になります。

工事用搬入路につきましては、平成29年11月10日付け、みらい農委指令第23号で農地法第5条の許可を受けましたが、搬入路の位置の変更に伴い、再申請されたものです。

事業計画につきましては、別紙「参考資料①」に、今回申請されました土地利用計画図と、前回許可時の土地利用計画図がありますのでご覧ください。

続きまして受付番号2番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は601㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は555㎡、合計2筆1,156㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料②」をご覧ください。

続きまして受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は528㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は569㎡、合計2筆1,097㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料③」をご覧ください。

続きまして受付番号4番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は732㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料④」をご覧ください。

続きまして受付番号5番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は555㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は497㎡、合計2筆1,052㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料⑤」をご覧ください。

続きまして受付番号6番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は556㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料⑥」をご覧ください。

続きまして受付番号7番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記現況とも畑，面積は188㎡，**■**字**■**番**■**，地目は登記現況とも畑，面積は16㎡，**■**字**■**番**■**，地目は登記現況とも畑，面積は95㎡，合計3筆299㎡でございます。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果の報告をお願いします。

まず、伊奈地区について8番宮田委員よりお願いいたします。

### 1. 宮田委員

はい。それでは2月4日午前9時より行いました、書類審査、現地調査結果について報告いたします。

メンバーは、齊藤会長、豊島委員、矢口委員と私、事務局から古谷局長、大久保主査の6名で実施しました。

受付番号1番、地図は3ページになります。

申請地は取手国際ゴルフ倶楽部の前の県道を、牛久方面に向かいまして大和田集落入り口にある工場の手前の左側にある畑です。県道に面する畑はきれいに管理されていましたが、奥の方は竹が生えておりました。

申請理由は、太陽光発電設備設置のための工事用搬入路、鉄板631枚を敷設する計画になっております。

申請地の農地区分は、**■**字**■**番**■**，**■**字**■**番**■**，**■**番**■**につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。**■**字**■**番**■**につきましては、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整もされており、平成33年10月10日までの一時転用となります。

続きまして受付番号2番から6番につきましては、申請地が近接しているため、一括して報告いたします。地図は4ページになります。

筑波カントリークラブ前の道路をつくば市方面に向かい、一つ目の信号を高岡集落方面に左折して、左側に倉庫が建っていますが、その倉庫の裏側に面した畑で、きれいに耕してありました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農

地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。

受付番号2番、発電量は49.5kwで315wパネル288枚を設置する計画となっております。

受付番号3番、発電量は49.5kwで315wパネル288枚を設置する計画となっております。

受付番号4番、発電量は49.5kwで315wパネル192枚を設置する計画となっております。

受付番号5番、発電量は49.5kwで315wパネル288枚を設置する計画となっております。

受付番号6番の全体面積は、申請地556㎡及び隣接雑種地555㎡を一体利用し、合計2筆1,111㎡となっております。発電量は49.5kwで315wパネル288枚を設置する計画となっております。

受付番号2番から6番とも資金計画については、融資資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、関係他法令との調整もされております。

2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続いて、谷和原地区について9番飯泉委員からお願いします。

## 1. 飯泉委員

はい。では、谷和原地区について、2月4日の午後、齊藤会長、谷口委員、栗原委員と私、事務局から古谷局長、大久保主査で行った、書類審査及び現地調査結果について報告します。

受付番号7番、地図は5ページになります。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、私立の学校法人開智学園、もりり保育園があることから3種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地3筆合計299㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

まず、受付番号1番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、9番飯泉委員。

**1. 飯泉委員**

はい。この仮設道路ですが、一部角度が鋭角な線形になっていますが、幅員が9メートルあるということですが、大型機械が入ったときに支障がないのでしょうか。かなりきつい車の軌跡を描かなくてはなんないのかなと思ひまして。あまり大型は入らないのでしょうかね。

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、事務局お願いします。

**1. 事務局（大久保主査）**

はい。大型も入ると聞いておりますが、これで十分回れるということをお伺いしております。

**1. 議長（齊藤会長）**

よろしいでしょうか。

**1. 飯泉委員**

はい、ありがとうございます。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

他に質問がないようですので、続いて、受付番号2番から6番まで一括で、質問等ありますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号7番について、ご意見、ご質問はありませんか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案の通り許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。

6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積75㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積2,710㎡の自作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積1,530㎡の自作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積1,983㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積756㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積214㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記山林、現況畑、面積148㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積1,038㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積634㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記畑、現況山林、面積459㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積940㎡、■■■字■■■■■■番、地目は登記山林、現況畑、面積14,384㎡、合計9筆20,556㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず、伊奈地区について、3番の豊島委員よりお願いいたします。

### 1. 豊島委員

はい、2月4日に行った書類審査と現地調査の結果について報告いたします。

当日は午前9時から、齊藤会長、宮田委員、矢口剛委員、私、事務局からは古谷局長、大久保主査の6名で書類審査を行った後に現地調査を行いました。

受付番号1番、地図は7ページになります。

申請地は市野深にございますJAのカントリーエレベーターの南側にある鹿嶋神社への参道の東側に位置しており雑草が生えておりました。

申請者は借入地約97アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆75㎡を規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可し

ても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続いて、谷和原地区について、4番栗原委員よりお願いいたします。

### 1. 栗原委員

はい。2月4日午後から、齊藤会長、谷口委員、飯泉委員と私、事務局から古谷局長、大久保主査で行った、書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号2番、地図は8ページになります。

申請地は谷和原庁舎から古川の信号を右折して常総取手線を進み常磐道をくぐった少し先にございます。隣接農地と一体利用をされておりました。

申請者は自作地約174アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜・麦を作付する農家です。

申請地、登記現況とも田、1筆2、710㎡を交換により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図はこちらも8ページになります。

申請地は只今報告しました農地から常総取手線と住宅を挟んで東側、中通川沿いにあります。こちらもきれいに耕作されている状態でした。

申請者については、借入地約82アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地、登記現況とも田、1筆1、530㎡を交換により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は9、10、11ページになります。筆数が多いので地図に沿ってご説明申し上げます。

まず、9ページをご覧ください。■■■■番は、東櫛戸台線沿いにありまして、以前トマトを作っていた大きなハウスが何棟か立ち並ぶところに隣接しておりました。

■■■■番は東京電力の変電所の西側、今申し上げた■■■■番との丁度間ぐらいに位置しておりまして、畑として利用されておりました。

続きまして、10ページをご覧ください。■■■■番、こちらは中曽根の営農センターの南側に位置しておりまして、隣地と一体として田として利用されておりました。

続きまして、■■■■番、丁度中央に南北に流れているのが台通用水路になります、

この水路沿いにありまして竹などが生えておりまして、かなり荒れておりました。

台地に上がりまして、■■■■番、■■■■番こちらはきれいに利用されている状態でありました。続いてこちらは小さな土地で特に目印もなかったのですが、■■■■番、■■■■番こちらは進入も困難なぐらいに荒れている状態でした。

続きまして11ページをご覧ください。■■■■番こちらはクボタなどがある福岡の工業地帯とみどり野周辺の住宅地のちょうど間ぐらいに位置しております。こちらはいくつかの農地に分かれていましたが陸田として利用されている状態でした。

申請者については、自作地と借入地あわせて約317アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地、登記現況とも畑、5筆4,625㎡、登記山林、現況畑、2筆14,532㎡、登記畑、現況山林、1筆459㎡、登記現況とも田、1筆940㎡、合計9筆20,556㎡を贈与により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

以上のことから、2番から4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上でございます。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい。ありがとうございました。

只今ご報告がありましたが、早速審議していきたいと思ひます。

まず、受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願ひます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方は挙手願ひます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号3番について、ご質問のある方は挙手願ひます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号4番について、ご質問のある方は挙手願ひます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続きまして、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。

12ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、          字          番、地目は登記田、現況宅地、面積は3.30㎡、          字          番    、地目は登記、現況とも田、面積4.9㎡、合計2筆、52.30㎡でございます。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

それでは、書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

はい、2月4日午前9時より、齊藤会長、宮田委員、豊島委員と私、事務局から古谷局長、大久保主査で行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は13ページになります。

現地は、TXの南側の集落内にあり、宅地に面した道路沿いの細長い場所でありました。生きぐねが植わっておりました。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等を審査したところ、平成7年5月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

それでは早速審議してまいります。

受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

#### 1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を14ページの総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が21筆で、42,762㎡、畑が8筆で、

11,974.90㎡、合計29筆、54,736.90㎡となります。

更新案件ですが、田が10筆で、26, 173㎡, 畑が6筆で、8, 808㎡, 合計16筆で、34, 981㎡, 合計では、田が31筆で、68, 935㎡, 畑が14筆で、20, 782.90㎡, 合計45筆で、89, 717.90㎡です。貸し手が21人で、借り手が17人となります。

詳細につきましては、15ページから17ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは審議いたします。

こちらの議題は、16ページの受付番号38番から42番は菊地委員が、さらに受付番号43番から45番については、中山会長職務代理者が議事参与の制限がありますので、3つに分けて審議してまいります。

まずに、1番から37番について審議いたします。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

受付番号1番から37番について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、受付番号1番から37番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号38番から42番までを審議いたします。菊地委員は退席をお願いします。

（菊地委員退室）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは審議いたします。

受付番号38番から42番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第4号、受付番号38番から42番について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第4号受付番号38番から42番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

菊地委員の入室を許可します。

(菊地委員入室)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、受付番号43番から45番について審議いたします。中山会長職務代理者の退席を求めます。

(中山会長職務代理者退室)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、それでは審議いたします。

受付番号43番から45番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第4号、受付番号43番から45番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成により、受付番号43番から45番についても、原案のとおり許可することに決定いたしました。

中山会長職務代理者の入室を許可します。

(中山会長職務代理者入室)

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

以上により、議案第4号はすべて原案のとおり許可することに決定いたしました。  
議案の(案)を削除願います。

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### 1. 事務局 (石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。18ページをご覧ください。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が3筆で、9,900㎡、合計3筆で、9,900㎡となります。貸し手が1人、借り手が1人となります。

こちらにつきましては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、19ページをご参照ください。

以上です。

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、審議いたします。

議案第5号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

審議事項は以上です。

続きまして報告事項について、2件一括して事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局（古谷事務局長）

はい。報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。20ページになります。

今回、事務局長が専決した届出は4件です。

申請者、申請地につきましては資料のとおりとなります。みらい平地区が3件、小絹地区1件、4件とも自己住宅建築のための売買です。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は21ページから23ページになります。

今回の合意解約は13件です。

解約の理由ですが、耕作者変更のための解約が11件と、残る2件は売買によるものですが、受付番号2番、3番です。先月の総会で5条の転用を許可した2筆です。

1月総会前の1月7日が通知日となりますが、1月総会議案書の取りまとめの都合によりまして、今月の報告となりました。よろしく願いいたします。

報告事項は以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、2月定例総会を閉会いたします。